

P5コーナー

(株)P5では、経営計画策定、保険・不動産等の資産運用、相続対策業務、パソコンの購入及び指導、貴社のホームページの作成・ドメインの取得、計算書類の公告のお手伝いをしております。

改正下請法

ここは税務の話題を書く予定でしたが、前頁のフリーランス法と関係があるので、来年・令和8年1月1日に施行される下請法（「取適法」という通称に変更されます）について記載させて貰います（ここでは「改正下請法」と）。

今まで中小企業の場合には発注側としては対象にならなかったのですが、この改正下請法では適用対象が拡大され、規模要件として従来の資本金基準に加え、従業員数の基準が導入され、適用範囲が拡大されます。

取引内容によって異なりますが、発注者（親事業者）の規模要件として、従業員数100人超の事業者が新たに対象となるケースがありますので、従業員が多いところは要注意です。また、発荷主が運送事業者に物品の運送を委託する取引（特定運送委託）も新たに対象に追加されます。

注目ポイント

「振込手数料」の負担！

特に実務で大きな影響が出るのが

「支払代金の振込手数料」です。これまでの取引では、支払代金から振込手数料を引いて振り込む慣行（「差し引き精算」）がまかり通っていました。

法律上の原則は、「支払う側（債務者、つまり発注者）が手数料を負担する」ことになっています（民法485条）。

この原則を明確にし、取引上の優越的地位の濫用を防ぐため、改正下請法およびフリーランス法では、発注者側が負担することが義務付けられる方向で規定が進んでいるようです。

これまでは「受注者負担」の慣行が存在し、書面で合意すれば容認されるケースが多くありました。

しかし、改正により、発注者側が手数料を負担することが原則となります！受注者の代金を不当に減額することは禁止されます。振込手数料を減額して支払われている方は、早い時期に支払い慣行を見直し、公正で信頼される企業を目指しましょう！**決まってから見直すのでは遅い！！**

事務所・P5より・・・

編集後記 お詫び！！設定ミスで先月10月25日(土)～27日(月)の間、shonantax.jpのドメインのメールとホームページが使えなくなっていました。その間に頂いたメールは外部に漏れることはありませんが、復元することは出来なくなっています。申し訳ございませんが再度お送り頂きますようお願い申し上げます。**編集発行 株式会社プランニングファイブ(P5)**

P5 NEWS

SHONAN TAX OFFICE NO. 433

令和7年11月1日

振込手数料の負担

以前、パソコンの普及で雇用が奪われると言われた時期がありました。最近ではその時以上にAIの進歩は急速で雇用が奪われそうです。逆に使えないと仕事で落ちこぼれそう。

こちらでは、業務ばかりでなく個人的な利用も含め、主に **Gemini**、**ChatGPT** や **Grok** を使っています。それらについて簡単に説明し、実際の利用方法をご紹介します。

ChatGPT・**OpenAI** 製の **AI**。色々設定ができる。流石に老舗。

Gemini・**Google** 製の **AI**。音声で聞いて音声で答える。シンプル。

Grok・**xAI**（イーロン・マスク）製で対話型 **AI**。ユーモアある応答が特徴。独居の方の話し相手に。

これでは何のことか分からないと思いますが、使ってみてください。少し前までは過去のデータに基づく話題が中心でしたが、最近ではリアルタイムの情報取得能力が向上し、直近の時事問題を取りあげることも可能です。

「今日のドジャースの試合は？」でも答えます。私はキーボードによる文字入力より音声入力を主に使っています。

使ってみると、最初は「なんだ、この程度の答えか」と思われるかもしれませんが、使い方を工夫するだけで、

その回答は見違えるほどになります。より**具体的に指摘**することです。

例えば、「我が社の今年12月のボーナスはいくら払えば良い？」と聞いても当たり前ですが一般的な回答しか得られません。しかし、売上実績や昨年のお支払い実績、具体的な経営状況などを追記・指摘することで、より深い示唆に富んだ回答が得られます。

税務の質問も試してみてください。ただし、AIの回答はあくまで一般的な参考情報であり、税法上の正確性や最新の適用関係について保証されるものではありませんが、手っ取り早く答えのヒントを得る手段にはなります。

連載・台風の発生数(気象庁)

西暦年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	上陸数
2025						2	7	5	6	4			24	3
2024					2	2	6	8	3	4	1		26	2
2023				1	1	1	3	6	2	2		1	17	1
2022				2		2	2	5	7	5	1	1	25	3
2021		1		1	1	2	3	4	4	4	1	1	22	3
2020					1	1		8	3	6	3	1	23	0
2019	1	1				1	4	5	6	4	6	1	29	5
2018	1	1	1			4	5	9	4	1	3		29	5
2017				1		1	8	6	3	3	3	2	27	4

上記で**上陸数**とは、台風の中心が北海道、本州、四国、九州の海岸線に達した数です。

HPリンク⇒

pdfで作成しています。下線部分は元資料にリンクできます。



2025年11月の税務・総務予定

(税務)

- * 所得税の予定納税額2期分の減額承認申請 17日(月)まで
- * 所得税の予定納税額2期分の納付 12月1日(月)まで
- * 個人事業税の納付(第2期分) 通常月末
- * 税を考える週間 11日(火)～17日(月)

(総務他)

- * 年末調整関係資料の配付
 - * 冬期賞与の算定
 - * 労働保険料の納付(第2期) 10月31日(金)まで
(口座振替日11月14日)
- COVID-19 関連のデータはホームページ(HP)に掲載しております。

「フリーランス法」「下請法」で変わる取引の常識！！

かつて、法律による取引の公正化規制(下請法など)は、大企業が下請けの中小企業を相手にする場合が主な対象でした。発注者(親事業者)の資本金が1,000万円超など、当事務所のお客様である資本金1,000万円以下の法人や個人事業主には「無縁」な法律でした。

しかし、働き方の多様化に伴い、この常識は変わりつつあります！

最近増加しているフリーランス(個人で仕事を受注する個人事業主など)との取引は、珍しいことではありません。この取引を守るため、「下請法」の改正と、新しい法律「フリーランス法」が施行され、中小の発注事業者も規制の対象となっています。

フリーランス法(令和6年11月1日施行)

発注者が必ず守るべき3つのルールフリーランス法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)は、従業員を使用しないフリーランスを保護するための法律です。

この法律が適用される発注事業者(特定業務委託事業者)は、フリーランスとの継続的な業務委託において、主に以下の義務を負います。

1. 対象となるフリーランス

業務を受託する従業員を使わない個人(いわゆる一人親方、一人社長の法人も含まれる可能性が高いです)。

継続的な業務委託を行う場合に適用されます。具体的にはその取引の開始から6ヶ月以上経過した時点から、「継続的な業務委託」として規制対象となります。

2. 発注事業者に課せられる主な義務と禁止行為

(1) 取引条件の明示義務(法3条)

特定業務委託事業者は、特定受託事業者に業務委託をする場合、直ちに、書面(あるいはメール)により取引条件を明示しなければなりません。

例えば、次のような物を作ってください。

発注日 *年*月*日
発注内容 **
実施提供日・提供場所 **
業務委託料 **円
支払期日 翌月末 等

(2) 報酬支払期日の設定と履行(法4条1項)

前記(1)で記載する支払期日は、役務提供等が行われた日から起算して、

60日以内のできる限り短い期間内に報酬の支払期日を定めなければならないとされていますので、月末締め、翌月末払いの場合には、60日ルールのため翌月末までに全額支払わなければなりません。このルールは後記(4頁)の下請法にも適用されます。

(3) 禁止事項(法5条2項、法6条)

正当な理由がない限り、以下の行為は禁止されます。

- ① 受領拒否の禁止(法6条1項1号)。
 - ② 報酬額の減額の禁止(法6条1項2号)：既に支払った金額の返還請求も禁止されます。
 - ③ 返品禁止(法6条1項3号)。
 - ④ 購入・利用強制の禁止(法6条1項5号)：特定業務委託事業者が提供する商品や役務の購入または利用を強制してはならない。
 - ⑤ 不当な経済上の利益提供の要請の禁止(法6条1項6号)。
 - ⑥ 不当な内容の変更及びやり直しの強制の禁止(法6条1項7号)：発注後に不当に内容を変更させたり、無償でやり直しを求めたりする行為が禁じられます。
- (4) 労働環境の整備とハラスメント対策(法12条、13条)

優越的な地位を利用した嫌がらせ行為(ハラスメント)を禁止されており、当然のことですがパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントを含むこれらの行為を特定受託事業者に行ってはならないと明記されています。

(5) 契約の中途解除等の制限(法16条)

継続的な業務委託契約において、特定業務委託事業者は、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないにもかか

わらず、契約を中途解除する場合や更新を拒否する場合、原則として30日前までにその予告をしなければならないとされています。

3. 既に処分事例も

フリーランス法は施行されて間もないですが、公正取引委員会・中小企業庁は既に活発に調査を行っており、複数の企業が勧告・社名公表を受けています。

特にフリーランスとの取引が多い業種であるゲームソフトウェア業、アニメーション制作業、リラクゼーション業及びフィットネスクラブの事業者について集中的に調査等が行われていませ(令和7年3月28日)。

直前では、令和7年9月26日(株)九州東電の取引上条件の明示義務違反

特定受託事業者44名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。

他には、島村楽器株式会社(令和7年6月25日)、株式会社小学館(令和7年6月17日)や株式会社光文社(令和7年6月17日)が公表されています。